

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(見積書の徴取及び省略)</p> <p>第21条 契約権者は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、契約の相手方になろうとする者から見積書を徴し、予定価格と対比して当該見積金額が適当であるかどうかを検討することにより同項の比較見積を省略することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 取引の事例に比し、見積金額が適当と認められるものであって、1件の取引価格が<u>10万円以下</u>(ただし、物件の購入又は借入れは40万円以下、<u>工事その他の請負は100万円以下</u>)の契約</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第22条～第31条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年5月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第20条 (略)</p> <p>(見積書の徴取及び省略)</p> <p>第21条 契約権者は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、契約の相手方になろうとする者から見積書を徴し、予定価格と対比して当該見積金額が適当であるかどうかを検討することにより同項の比較見積を省略することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 取引の事例に比し、見積金額が適当と認められるものであって、1件の取引価格が<u>30万円以下の物件の購入若しくは借入れ又は50万円以下の工事その他の請負の契約</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第22条～第31条 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県財務規則運用通知の一部改正、物価水準の上昇及び契約事務の効率化を勘案し、物件の購入又は借入れ、工事その他の請負の契約に係る比較見積を省略できる取引価格の額を引き上げる。 ・上記以外の契約について、契約事務の効率化の観点から、比較見積を省略できる取引価格の額を新たに定める。